

老後に向けた資産形成支援のための福利厚生制度

企業型確定拠出年金セミナー

希望者のみ
加入プランあり
(裏面参照)

確定拠出年金(DC)制度を導入する企業が増えています。導入済みの企業は2019年5月末で33,609社。国全体の企業数からすると、まだまだ普及しているとは言えない状況ですが、今後の課題は「中小企業への普及と投資教育」です。企業型DCの導入手法で、加入するか否かを社員に選択させる「選択制」(※裏面参照)と呼ばれる仕組みがあることは、あまり知られていません。老後資金が2,000万円不足するとした金融庁審議会の報告書の影響もあり、若い世代を中心に資産形成への関心が高まっている今、少額のコストで福利厚生が拡充が図れてリクルート対策にもなる、「企業型DC」の基礎知識や社内での制度設計、運用方法の伝え方等について丁寧にわかりやすくご説明致します。

■確定拠出年金(企業型)のメリット■

1. 掛金は全額損金または必要経費に算入されます。
2. 運用益も非課税です。
3. 受け取るときも税優遇措置が受けられます。

■日時 ①2019年**9月18日(水)**
14:00~16:00

②2019年**9月27日(金)**
10:00~12:00

※2回とも内容は同じです。

■定員 各回 **20名様**(先着順)

■講師 一般社団法人確定拠出年金教育支援協会
専務理事

CFP®・DCコンサルタント® **媚山裕之**

■会場 **松本市駅前会館 1階会議室**
松本市深志2-3-21

□ セミナーの内容は? □

- ①「人生100年時代」のライフプラン
 - 老後の長期化
 - あなたの老後は何年ですか?
- ②資産形成が必要な理由
 - お金の価値は30年後も同じなの?
 - 投資は怖い!って本当かな?
 - 職場における投資教育が重要な理由
- ③資産形成の王道は「つみたて投資」
 - 長期・分散・積立投資とは?
 - つみたて投資の超重要ポイント
- ④つみたて投資の選択肢
 - 資産形成で守るべき鉄則とは?
 - 諸制度のメリットとデメリット
- ⑤選択制確定拠出年金とは?
 - 企業型DCの導入手法
 - iDeCo(イデコ)との違いは?
 - 税・社会保険料への影響は?
 - 企業型DCをはじめるには?

■参加申込書

FAX:050-3730-0380

URL: <https://dc-e.org/2019/07/30/matsumoto/>

※下記ご記入の上FAXいただくか、上記URL(QRコード)よりお申込みください。



■会社名:

■お名前:

■電話番号:

■メールアドレス:

■参加希望日時(いずれかに✓): 9月18日(水)14時 ・ 9月27日(金)10時

■参加人数: 名様

■その他お問合せ等:

主催



一般社団法人
確定拠出年金教育支援協会
<https://dc-e.org>

お申込み
お問合せ



FP松本相談センター

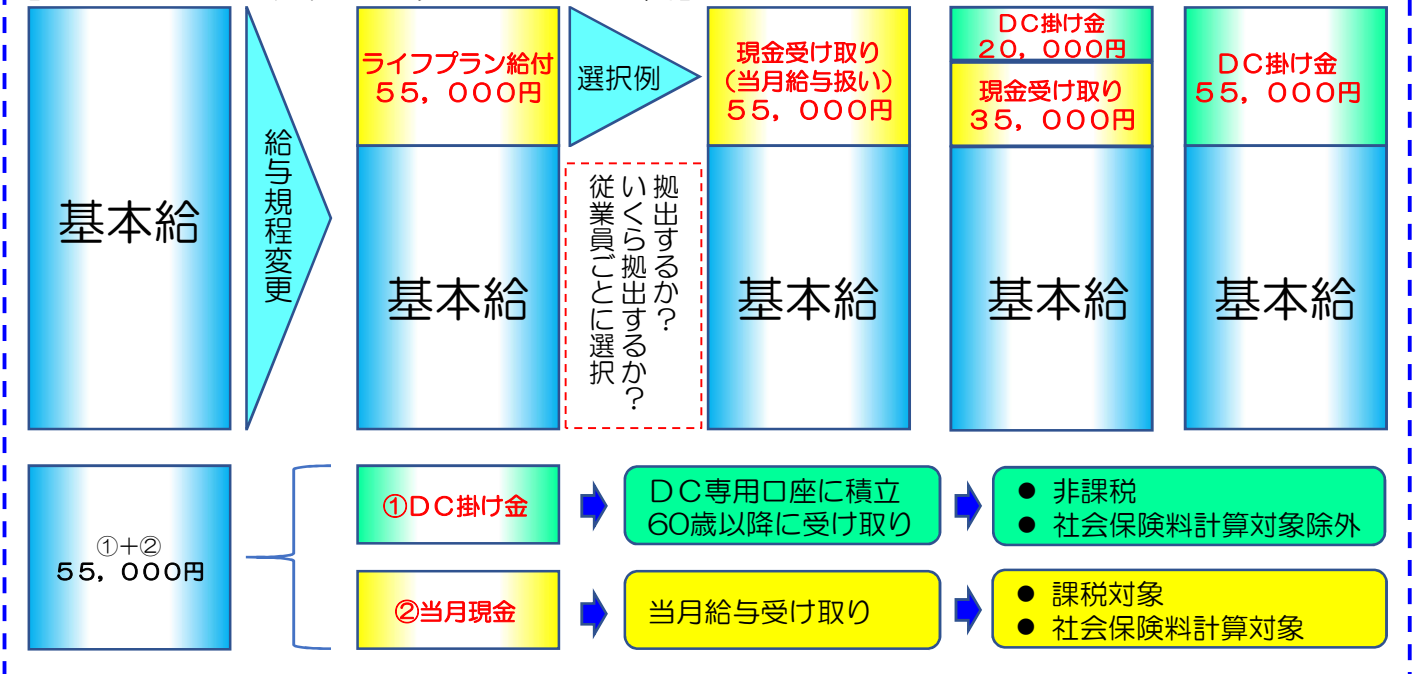
〒390-1702松本市梓川梓856-26

担当: 媚山 TEL:0263-76-1250

企業型DC（確定拠出年金）の導入手法のひとつ「選択制」とは？

- ① 福利厚生増進を目的に「ライフプラン給付」を創設
- ② ライフプラン給付は55,000円を上限に任意設定
- ③ ライフプラン給付の最大の特長は受け取り方を社員が選択できる点（当月現金もしくはDC掛金）
- ④ DC掛金として選択（拠出）する部分は給与所得にカウントされません
- ⑤ したがってDC掛金部分は所得税・住民税の対象外となり、社会保険料計算基礎の対象ともなりません

【ライフプラン給付55,000円の例】



～導入のサポートをさせていただきました企業様の声の一部をご紹介します～

- ◆ 銀行から個人型を勧められていたが、少人数でも企業型ができると知り、限度額も多くなるので「選択型」の企業型を検討したい（東京都・サービス業）
- ◆ 従来より第2号被保険者の個人型に加入していたが、企業型が出来ると知り、より限度額の多い企業型に変更したい（埼玉県・建設業）
- ◆ 役員個人の所得控除も魅力だが、当社は正社員も多いので従業員の将来のために導入したい（神奈川県・製造業）
- ◆ 勤続年数の長い職員のための制度を検討しなければ、と考えていた。「選択制」なら会社の負担も少ないので導入したい（山梨県・医療法人）
- ◆ 転職してきた社員に確定拠出年金について聞かれたが、何のことかわからなかった。今後はこのような人材確保にも対応できる（長野県・IT企業）

**私たちは確定拠出年金制度の普及と投資教育を通じて
人生100年時代の資産形成をサポート致します。**

主催



一般社団法人
確定拠出年金教育支援協会
<https://dc-e.org>

お申込み
お問合せ



FP 松本相談センター
〒390-1702松本市梓川梓856-26
担当：媚山 TEL:0263-76-1250